

令和6年度第1回

江戸川区都市計画審議会

議事録

令和6年度第1回江戸川区都市計画審議会

日 時：令和6年8月22日（木）午後2時00分から午後3時00分

場 所：江戸川区役所西棟4階第1～3委員会室

出席者：委員 大村謙二郎、石井恒利、田口浩、上野達、野崎信、関根麻美子  
本西光枝、榊秀行、牧野けんじ、井出学、高橋守忠、濱田守正、横山巖  
井桁秀夫、岩楯重治、関口政男、関口孟利、金本成叔、武松伸人  
鐘江謙介、木村秀貴、櫻岡章雄 以上22名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、まちづくり調整課長  
まちづくり推進課長、市街地開発課長、建築指導課長  
施設課長、学校建設技術課長  
土木部長、環境部長、水とみどりの課長

欠席者：委員 有田智一 以上1名

傍聴者：2名

議 案：1．開会

2．諮問案件審議

諮問第1号 東京都市計画公園

江戸川第2・2・84号 西一之江二丁目第二公園の変更について

（江戸川区決定）

（報告事項）「江戸川区みどりの基本計画」の改定について

3．閉会

4．事務連絡

事務局： 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
（都市開発部長） 定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回江戸川区都市計画審議  
会を始めさせていただきます。私、都市開発部長の眞分と申します。どうぞよ  
ろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、区長が出席しております。初めに、区長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

区 長： 皆様、こんにちは。そしてお忙しいところ、都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員改選後の最初の審議会ということでございます。委員の皆様には日頃から江戸川区の都市計画行政にお力添えをいただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまで江戸川区の都市計画事業、大いに発展をしてきたところでございます。公園整備をはじめ区画整理事業、再開発事業、さらには地区計画等ですばらしいまちづくりが進みまして、私自身がすばらしいと言っているのかどうか分からないんですけども、間違いなくすばらしいのではないかと考えております。災害に強く水とみどり豊かなまちへと大きく変わってきたものと捉えております。

その一方で課題もございます。防災上であれば、木密地域がございます。耐震化も進んでまいりましたが、もっともっと進めていかなければならないというふうにも考えております。都市計画審議会、こうしたまちづくりの基本となる決定に際しまして、大変重要な審議をしていただく場でございます。皆様の一層のご理解、ご協力をお願いできればと考えております。

また、本区におきましては、2100年に向けた長期計画を策定いたしました。本年度はそれを具体的に実現していく、軸足を動かし置いていく年でもございます。現在を生きる私たちがその世代の責任をしっかりと果たして、夢と希望を込めたたすきを将来世代につないでいく考えでございます。

委員の皆様にはこれからも本区のまちづくりに一層のご支援、ご理解を賜りますことをお願い申し上げますとともに、本日の審議会でも、どうか忌憚のないご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

事務局： どうもありがとうございました。

(都市開発部長)

それでは、次に委嘱に移らせていただきます。今回、皆様には大変簡略ではございますが、お手元に委嘱状をお配りさせていただいております。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、新たに委員にご就任された皆様をご紹介させていただきますので、自席でお立ちいただければと思います。お手元には委員名簿、席次表などをお配りしてございますので、ご参照いただければと思います。名簿の順に従いまして、江戸川区議会からでございます。野崎委員でございます。

野崎委員： よろしく申し上げます。

事務局： 本西委員でございます。

(都市開発部長)

本西委員： よろしく申し上げます。

事務局： 榊委員でございます。

(都市開発部長)

榊委員： よろしく申し上げます。

事務局： 牧野委員でございます。  
(都市開発部長)

牧野委員： よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、小松川警察署長、井出委員でございます。  
(都市開発部長)

井出委員： よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、葛西消防署長、高橋委員でございます。  
(都市開発部長)

高橋委員： よろしくお願ひします。

事務局： 関係団体代表、防災関係から葛西消防団長、関口政男委員でございます。  
(都市開発部長)

関口委員： よろしくお願ひします。

事務局： 続きまして、公募の区民委員の方々でございます。鐘江委員でございます。  
(都市開発部長)

鐘江委員： よろしくお願ひします。

事務局： 木村委員でございます。  
(都市開発部長)

木村委員： よろしくお願ひします。

事務局： 櫻岡委員でございます。  
(都市開発部長)

櫻岡委員： よろしくお願ひします。

事務局： ご紹介は以上でございます。  
(都市開発部長)

それでは、会長、副会長の選出に移らせていただきます。区長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

区 長： それでは、議事を進行させていただきます。まず、会長、副会長の選出ということでございますが、審議会条例第5条によりまして、委員の皆様の互選となっております。会長を選出したいと思ひますが、いかがいたしまししょうか。

〇〇委員： 大村委員を推薦したいと思ひますが、いかがでしょうか。

区 長： 今、大村委員を会長に推薦したいという旨のご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

区 長： ありがとうございます。それでは、大村委員に会長をお願いいたします。次に、副会長の選出でございますが、いかがいたしまししょうか。

〇〇委員： 石井委員がよろしいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

区 長： 今、石井委員を副会長に推薦したいという旨のご意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

区 長： ありがとうございます。それでは、石井委員に副会長をお願いいたします。

以上で議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局：  
(都市開発部長)

どうもありがとうございました。大村会長、石井副会長、どうぞよろしくお願いいいたします。

早速ではございますが、会長にご就任いただきます大村委員、副会長にご就任いただきます石井委員、お手数ですが、正面の席にお移りいただきたいと思っております。

それでは、大村会長よりご挨拶をいただければと思います。

会長： 会長に選出されました大村でございます。引き続き会長職を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいいたします。

先ほど、区長からお話しされましたように、江戸川区は非常に都市計画も着実に進められてこられて、水とみどりのまちづくりとして全国的にも有名で、基盤整備、それから各制度、あるいは再開発、地区計画と着実に都市計画をこなされてきた区だというふうに、私も縁がありまして比較的長く江戸川区の都市計画マスタープランの策定を2回までやらせていただいたという経緯もございまして、ご承知のように江戸川区は新庁舎の建設が今着実に進められております。船堀あたり周辺で新たな都市構造の動きが再編されるという形で、江戸川区にとっても非常に都市計画の役割がますます重視されてくる時代だと思っております。そういう中で、都市計画審議会の進行役を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかご協力いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

事務局：  
(都市開発部長)

ありがとうございました。続きまして、石井副会長よりご挨拶いただければと思います。

副会長： ご紹介いただきました石井でございます。副会長という大役を仰せつかったわけで、これから大村会長を支えながら、微力ではありますが頑張っていきたいと思っております。

少しだけお話をさせていただきたいと思っておりますが、私は今から25年ぐらい前になりますかね、中里区長の時代に東京都から派遣されまして、江戸川区の土木部長を3年半ほど務めておりました。現在は江戸川区の建築審査会の会長を務めさせていただいております。皆様ご承知のとおり、先ほど区長さんからお話ありましたし、大村会長からお話がありましたが、江戸川区はまちづくりに関して大変実績があって、これは都内でも有数の区と私は思っておりますし、全国的にも大変有名でございます。幾つもある有名なものはあるんですけども、そのうち二つばかりちょっと申し上げますと、最近の動きとしては、篠崎駅西部地区の区画整理事業、これ連鎖型の区画整理事業という、駅の西のほうの事業ですけれども、小さな区画街路をつないでいく、そういう柔らかい区画整理をやったということで大変な評価を受けまして、今、雑誌や専門家の中で話題になっております。今ってというか、ずっとこの間ですね。多分、視察も大変なのではないか、そんなふうに思っております、国土交通省も大変な期待をしている

というふうに聞いておりまして、私も横でそのことを聞いて大変嬉しく思っているところです。

まちづくり、ほかにも例えば小岩駅の南側、南北の再開発と、区画整理と用地買収と街路事業、そういう事業を組み合わせ、まち全体を変えていこうと、新しくしていこうというような動きに関しても大変な評価を得ているというふうに聞いておりますし、私も承知しております。私の属している団体も、この間、見学に来させていただいたというようなことで、みんな職員も大変刺激を受けております。

ちょっと話を戻しまして、建築審査会の会長をしておりまして、江戸川区が決めた地区計画に沿った建築誘導をしていきたいということで、いろんな意味での建築方面からのサポートもさせていただいております。地区計画と建築を合体して両方コントロールしながらまちづくりを進めていくというのは、全国にもあまり例のない仕事でして、職員の皆さんの頑張りをつくづく毎月審査会をやってますけど、感じているところでございます。

最後になりますけれども、私、大変微力ですけども、先ほど申し上げたとおり、会長を支えながら頑張っけて務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： どうもありがとうございました。  
(都市開発部長)

区長は、ここで退席させていただきます。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。本日は諮問案件1件を予定しておりますので、よろしくお願いいいたします。ここからの進行につきましては、大村会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいいたします。

会 長： よろしくお願いいいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。まず、審議会の成立についてでございますが、本日22名が出席、1名の欠席です。江戸川区都市計画審議会条例第6条により、委員の過半数をもって議事を決すとなっておりますので、審議会は成立しております。

次に、議事録署名委員として鐘江委員、木村委員、このお二人にお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、事務局、傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局： はい、2名いらっしゃいます。  
(都市計画係長)

会 長： それでは、部屋に入ってもらってください。  
(傍聴者入室)

会 長： それでは、事務局、配付資料の確認をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より配付資料についてご確認させていただきます。議案書  
(都市計画課長)

については、資料を既にお送りさせていただいております。お手元がない方がいらっしゃいましたら近くの事務局までお知らせください。

そのほか、机上に次第及び名簿、席次表、委嘱状、またクリップ留めで3枚になっております、審議会委員の職務内容等という紙と、審議会条例、あと審議会条例施行規則がついております。

また、本日の報告案件に関しまして、みどりの基本計画の本編、ちょっと分厚い冊子と概要版の冊子ございます。あと、説明用としまして、A3の横両面カラー刷りを1枚配付させていただいております。

最後に、もう既にご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、8月15日号の広報えどがわも置かせていただいております。今回はその中で、特集としまして7ページから22ページ、開くと取れる形にはなっておりますが、16ページを使って江戸川区の未来に向けた取組みとして、今後区が掲げる方向性について紹介させていただいておりますので、よろしければ一読いただきながら、付属にはがきもついており、ホームページから意見できるようになっているので、また見ていただければ幸いです。

配付資料については以上でございます。不足等はありませんでしょうか。

会長： よろしゅうございますか。

それでは、諮問第1号について審議をしたいと思っております。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：  
(都市計画課長)

事務局より説明させていただきます。それでは、スクリーンをご覧くださいければと思います。諮問第1号、東京都市計画公園、江戸川第2・2・84号、西一之江二丁目第二公園の変更について（江戸川区決定）でございます。

こちらの諮問案件につきましては、本年7月26日から8月9日まで縦覧を行い、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

次に、案内図でございます。お手元の議案書では3ページになります。本公園は区の中央地域に位置し、京葉道路、放射第15号の南側、環状第七号線の西側、大杉東小学校の北側にある公園でございます。

続いて、計画図の案になります。今回は緑で囲んだ面積0.3haを新規追加する都市計画変更を行います。

次に、現況写真でございます。こちらが北東側から見た状況でございます。現状は主に敷地の半分、北側が生産緑地になっておりまして、南側が駐車場となっているような土地でございます。生産緑地が全体の約53%、駐車場が47%とおよそ半分半分の状態の敷地でございます。

次の写真、お願いいたします。こちらが南東側から見た状況でございます。駐車場の状況が見れると思います。

次、よろしくお願ひします。これが現況写真 ということで、南西側から見た状況でございます。

次、よろしくお願ひします。現況写真 ということで、こちらが北西側から

見た、北側から見た生産緑地が見える写真となっております。

最後になりますが、こちらは都市計画公園及び緑地等の状況を示しております。議案書で言いますと2ページでございます。

今回追加します西一之江二丁目第二公園の種別は、街区公園でございます。今回の追加変更により、街区公園の箇所数は、82か所。街区公園の面積は、0.3haで、20.95haとなります。

なお、公園と緑地の合計は105か所、面積としては、1,174.8haとなります。説明は以上でございます。

会長： ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますか。どうぞお願いいたします。

〇〇委員： よろしくお願いいたします。議案の概要のところ農地のことに言及があるんですけど、都市マスタープラン、それからみどりの基本計画の中の農地だとか農を守るというような要素が、この諮問事項の議案の概要の中には記載があるんですけど、本計画そのものについては公園を決定していくという決定なんですけど、この農の視点が入っているのはどういう意味合いがあるのかということがまず一つと、それから、先ほど写真で現況をお示しいただいたのですが、現況は、今、私有地の状態であるのか。それから、駐車場も今まだ供用されているような状態にあるのかということの確認です。

会長： 今のご質問につきまして、よろしくお願いいたします。

事務局： 水とみどりの課の吉澤と申します。よろしくお願いいたします。2点ほどご質問あったかと思うのですが、お答えさせていただきます。

まず、1点目につきましては、議案の概要に農の視点というふうに記載がされていると思うのですが、先ほど説明あったとおり、現状、生産緑地という位置づけになっております。後ほど報告させていただきますが、みどりの基本計画の中には「農を守る」というような視点がありますので、そういった視点も捉えながら、議案の内容を書かせていただいております。今後、そういった農の視点も取り入れながら公園をつくっていければというふうに思っております。

2点目に関しましては、現状、私有地で駐車場となっている状態です。以上です。

〇〇委員： ありがとうございます。今後の公園の整備のところ農の視点も入れていくというふうに理解をいたしました。

それから、現況については、今、私有地だということで、今後、区のほうで公園として改修というような流れになるのかと思いますけれども、現況が私有地の段階で、都市計画公園、都市計画決定をしていくことの意味合いですかね。過去には、既に区が用地買収を済ませた上で都市計画公園の決定をしたようなケースもありますけれども、その場合を二つのタイミングというのが、何か基準があるのかどうか。都市計画決定した後で用地買収した場合には、税制優遇

などもあるかと思うんですけれども、この違いの基準みたいなものがあるのかどうかということ。これが一つと、それから、都市計画決定、今回した後、区が用地買収していくということでもいいのかどうかの確認です。

会 長： お願いいたします。

事務局： 2点ほどございましたので、回答させていただきます。  
(水とみどりの課長)

1点目の違いの基準があるのかという点ですが、土地の権利者の方々のご事情がありますので、基準というものはない状況です。それぞれ買収させていただいた後に都市計画決定、都市計画決定した後に買収というような二つのパターンがあります。どちらにするかというルールはございません。権利者様の都合によって決めていきたいと思っております。

2点目ですが、こちらは都市計画決定をした後に買収していくというような形で考えております。以上です。

会 長： どうぞ。

委員： ありがとうございます。お聞きしたのは、権利者さんの視点からすると、都市計画決定後であれば税制優遇という1年間インセンティブを受けられるような状況もあるという点から何か基準があるのかということをお聞きしました。それで、今後は区として用地買収していくということでもありますけれども、東京都のほうでは、新しい制度で民設公園制度というような買収を伴わないような制度も新たに導入されているような状況もありましたので、その確認でお聞きをしたところでございます。

すみません。最後に1点だけですけれども、今回この公園については、都市計画公園の中の街区公園に指定をしていくのかと、そういう扱いでいいのかということと、都市計画公園を指定していくときに、ある一定のエリア内でどのぐらいまで都市計画公園に指定するのか。ある区域内で二つまで三つまでというような、そういう基準のようなものがあるのかという基本的な考え方について確認させてください。

会 長： お願いいたします。

事務局： 引き続き、水とみどりの課のほうからお答えさせていただきます。  
(水とみどりの課長)

1点目ですが、街区公園として位置づけていきます。

2点目の都市計画公園の基準ですが、これは我々としては、公園はどんどん増やしていきたいという施策ではあるのですが、当然権利者様のご都合があると思いますので、基準については持っていないという形で、今後も続けていければと考えております。以上です。

委員： ありがとうございます。基本的な考え方ということでお聞きをしました。区内にはまだまだ公園そのものが不足をしているような地域もございますので、ぜひ、区としてもそういった不足地域ということにも引き続き着目して取り組んでいただければというふうに思います。諮問事項そのものについては、反対するものではありません。

会 長： ありがとうございます。ほかにどなたかご質問やご意見ございますか。  
ちょっと私のほうから質問です。今、これから用地買収を進められて、用地  
を取得された後、公園として供用開始するのをいつ頃というふうに考えていら  
っしゃるのか、その時間間隔をちょっとお教えいただけますか。

事務局： 事業認可を取っていく形になりますので、その工程をにらんで考えていけれ  
(水とみどりの課長) ばというふうに思っております。買収の手続きもありますので、少し時間はか  
かるかと思えます。

会 長： 何年後かというのはまだちょっと見えてこない状況、そういう感じですね。  
ただ、冒頭ご説明されたように、公園として農を活用するというイメージは大  
切にしていきたいということで、それは完成のときにはそういうことをされる  
ということですね。分かりました。まだ時間がかかるかもしれないということ  
だというふうに理解をいたしました。

ほかに何かございますか。

特段ご質問がなければ、原案どおり了承するという形でご異議ございません  
でしょうか。

(異議なし)

会 長： それでは、原案どおり了承するという形で答申させていただきます。ありが  
とうございます。

諮問事項は、本日は以上になります。

続きまして、「江戸川区みどりの基本計画」の改定について、報告をお願いし  
たいと存じます。事務局、説明をお願いいたします。

事務局： 水とみどりの課長です。引き続き、私のほうから「江戸川区みどりの基本計  
(水とみどりの課長) 画」の改定が令和6年4月に行われましたので、報告をさせていただきます。

昨年、令和5年7月に都市計画審議会、こちらの場で途中経過を報告させて  
いただきましたが、それがまとまりましたので、ご報告させていただきます。  
今回、本編と概要版、あとA3カラーの両面刷りを机上配付させていただいて  
おりますので、A3判で説明させていただきます。

こちらは都市緑地法第4条に基づきまして、区市町村が策定する緑地の保全、  
緑化の推進に関する将来像や目標、施策などを定めるマスタープランでござい  
ます。江戸川区では、平成14年に「水と緑の行動指針」を策定し、平成25  
年に前計画のみどりの基本計画を策定しております。それから10年が経過し  
ておりまして、令和4年と5年の2か年にわたり改定を進めさせていただきました。  
昨年の7月以降、令和5年10月と令和6年1月になるのですが、原案  
に関する意見募集、オープンハウス、あとパブリックコメント等を行い、令和  
6年4月に改定に至ったという経緯でございます。

中身のほうに入らせていただきます。第1章から裏面の第6章までにわたり  
構成しております。第1章につきましては、計画の改定や計画の位置づけ、計  
画期間、みどりを取り巻く社会情勢などについて記載しております。

計画の改定の背景といたしましては、新たに策定された上位・関連計画や改定された計画などと整合を図るとともに社会情勢の変化や関連法制度の改定などを踏まえて策定しております。計画期間は、おおむね10年間という位置づけでございます。

続きまして、第2章になります。本区の現状と課題です。本区の概況やみどりの現状、区民及び区の実績、区民意識、みどりの課題などについて記載しております。

みどりの現状といたしましては、昭和46年より目標としてきました区民一人当たり公園面積10㎡、樹木数10本、これを目指しているところですが、令和4年には、区民一人当たり樹木数10本を達成しております。江戸川区が水とみどりあふれる子育てしやすい場所として魅力を一層維持向上できるように、今後も公園を増やしていきたいというところがございます。

あと、公園・緑地については増加していますが、農地、こちらについては減少傾向というような状況です。

それから、区民の実績といたしまして、アダプト活動加入者数、公園の面倒を見ている、花を植えたりというようなボランティア活動の加入者数ですが、これは年々増加しております。これも一層含めて公園が増えても維持管理経費がなるべくかからないような仕組みをつくっていきたいということで記載しております。

これを踏まえまして、みどりの課題ということで、6点ほど挙げさせていただいております。みどりを守るためのさらなる取組、2番目に農地の保全と活用、3番目に協働によるみどりの保全と創出、4番目に身近な公園や水辺の整備、5番目にみどりによる防災ネットワークの形成、6番目に社会情勢の変化への対応というような課題を六つほど挙げさせていただいております。

続きまして、第3章になります。基本理念を、「水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし」としまして、こちらは生物多様性地域戦略を包括する計画としましたので、副題として「えどがわ ecological プラン」としてあります。

また、基本方針ですが、これは前の計画の三つの方針を踏襲いたしまして、基本方針1番目としてみどりを守る、2番目にみどりを育む、3番目にみどりを創るというような、より質を意識した内容としてあります。

右側になりますが、みどりの目標と指標を掲げておりまして、ハードとソフトそれぞれの目標を設定しております。

ハード面の目標は「区民と協働でみどりづくりを推進する」として、これを図る指標としまして、みどり率、区民一人当たりの陸域での公園面積、公園充足率などを設定しております。

次に、ソフト面の目標といたしましては「江戸川区らしい魅力あふれるみどりを実感できるまちづくりを推進する」としまして、これを図る指標として、

公園、水辺の整備に満足している区民の割合、アダプト活動加入者数、「みんなのこうえん」の公園数、バイオネストの設置公園数、自然観察会や生物調査の参加者数などを設定しております。

続きまして、第4章でございます。先ほどの基本方針1から3、それぞれに対応した方針を掲げまして、この方針に対応した施策、さらに施策に対応した事業、こちらが全部で77個あり、こちらを記載しております。

裏面になります。こちらが地域別計画というような形で掲げております。区内を七つの地域に分けまして、基本方針の目標、施策などをもとに都市計画マスタープランに合わせて、それぞれの計画を作成しております。地域が今までどういう歴史を持って進んできたのかということに意識を寄せまして、地域の将来像と方針を定めています。

最後に、第6章でございます。「計画実現に向けて」ということでございますが、区民、事業者、区の役割についてPDCAサイクルを用いた進捗管理などを記載しているというような状況です。

雑駁でございますが報告は以上でございます。

会長： ありがとうございます。ただいまの報告事項について、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでございますか。すぐに出てこないことかもしれませんが、基本的に冒頭、区長がおっしゃられたように、石井副会長もおっしゃられたように、江戸川区は水とみどりのまちづくりというので、先進的な自治体として都内でも有数ですし、それから全国的にも非常に有名な都市として評価が高いということで、それに即した非常に充実したみどりの基本計画で、特に感心いたしましたのは、やはりそれぞれの地域の水とみどりの個性を生かそうという形で書き込まれているのは、全体的だけではなくて、よりボトムアップで水とみどりを充実させていこうというのはすごくいい計画じゃないかなって、自画自賛な印象でございますけれども、そういう感想を持ちました。

委員： ご報告ありがとうございました。1点ほど確認させていただければと思うのですが、一つは、今後についての計画の実現に向けてと、推進体制ということになるかと思うのですが、本編のほうでもこの推進の部分については、ページはちょっと少ないのかなというふうな受け止めたんですけども、概ね10年の計画で、その都度改定をしていくということですけども、この10年の間に目標との関係での到達状況ですとか、そうしたことを検証するような会議体などを設けて、検討、検証していくというような、そうした仕組みがあるのか、区としてのお考えを確認させてください。

それから、具体的な施策のところ、第一に、みどりを守ることが、以前から掲げてこられていると思いますけども、そのみどりを守る、また一番冒頭のところに、大径木や樹林地の保全と活用ということが第一に掲げられているんですけども、この状況としては、本編のほうを見ると、保護樹、新たな

指定は4件で、解除は72件というようなことで、なかなかこの保護樹については、厳しい状況もあるというようなことで、今後について、伐採の届出制度の導入を検討するというような方向性までは示されてるんですけど、10年前の前計画でも伐採の届出制度というのは盛り込まれていたと思うんですけども、この間の検討状況、なかなか難しい状況があると思うんですけども、ちょっと紹介いただけるような話があればお示しいただければと思います。以上です。

会長： 2点ございましたけども、お願いいたします。

事務局： 2点につきましてお答えさせていただきます。

(水とみどりの課長)

まず、1点目の計画期間おおむね10年間というところで、途中段階での検証というお話があったと思います。会議体ということでの検討、検証というのは現段階では区としては考えておりません。ただ、先ほど施策についてご説明させていただいたのですが、こちらの施策は、我々、環境部水とみどりの課だけではないところも関係しますので、各所管の方々に進捗状況を確認させていただいて、今後のみどりの基本計画改定の際に参考にできればなというふうに考えております。

次に2点目の伐採届出制度についてですが、こちらにつきましては、前計画から江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例、こちらの中で緑化計画というものが開発の面積によって届出をするような仕組みになっておりますが、こちらの中で伐採届出制度というものを検討していた状況です。今現状で、住宅等整備条例の中で、各開発業者さんのほうに緑化に関して協議をさせていただいて、樹木に関して我々のほうで指導させていただいておまして、それにのっとって計画どおり緑化計画を進めていただいているような状況になっておりますので、そちらで運用していきたいと考えております。以上でございます。

委員： ご説明ありがとうございました。検証の部分については、次期の改定の時に、それまでの聞き取りした内容などを活かすというようなことだと思いますけども、10年というスパンですので、その途中途中でも状況については、区民の皆さんにも分かるような形でお示しいただくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、伐採の届出制度については、今の条例の中の緑化のところでの検討だというようなお話だったと思いますけども、引き続き最近の状況で言えば、昨日もゲリラ豪雨というようなこともありましたが、一方で、非常に暑い日が続いているという中で、都会の中の豊かなみどりということをいかにして守っていくかということが、大きな課題になってきていると思いますので、引き続き具体化を検討していただくようにお願いします。

最後、1点だけ意見として、この計画の中では、緑被率とか、みどり率ということを指標にしてみどりの面積ですかね、それを測られているんですけど

も、私たちとしては、地面に対して枝や葉が茂っている部分が占める割合、みどりの体積を進める樹冠被覆率というような、そうした指標も入れるべきじゃないかということをご提案してきていますので、そのことも含めて今後検討していただければと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。ほかに何かご質問やご意見ございましたら、どうぞ。

委員： 第2章の本区の現状と課題のところだけですね、ちょっと見づらいなと思ったんですね。ほかのところは、緑色の枠をつけて、第1章であれば計画の背景とか、位置づけとかあるんですけども、第2章のところ、現状って何だろうというところが、ちょっと最初すぐわからなかったんで、その下を見ていくとみどりの課題というのがあって、ここが課題で上が現状なんだとちょっとわからなかったんで、ここの章だけなんですね。後はみんな緑の枠がついているので、ちょっとそこ現状と課題というのをに入れていただきたいなと、素人的なところが1点と、あと、みどりのあゆみのところで、区民1人当たりで樹木数10本、公園面積10㎡達成というか、ちょっと意味が分かりづらくて、何かこれって、区民に配られるものになるんでしょうか、この資料。

事務局： (水とみどりの課長) こちらのA3判の概要版については配付されるものではなくて、ご説明のための資料でございます。こちらの本編と概要版につきましては、ホームページにも載せていますので、そちらのほうでご覧になれるような形になっております。

委員： ありがとうございます。何が気になったかということ、樹木数10本とか1人当たり10本とか言うと、最近で言う迷惑系が何か動き出さないかというのがちょっと心配になったんですけど。この間も、ポスター問題とかいろいろあったので、こういう面積10㎡というのと怖いなと思ったので、みどり面積とかと言えば、分かりづらくなくて伝えられるかなと思ったので、そこが私の考えです。

会 長： ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。ほかに何かご質問やご意見ございますか。

これは審議事項じゃなくて報告事項ですので、審議会としては了承する、ただ、貴重なご意見があったということをご記憶いただいて、これから区民に向けて、方向やいろんな工夫されるのは大切かなという思いもするので、よろしく願いいたします。

特にほかにご意見、ご質問がなければ、報告事項の議事をこれで終わらせていただきます。

審議会としては終わりましたので、傍聴者の方は退出をお願いいたします。

(傍聴者退室)

会 長： それでは、これで審議会は終了させていただきます。最後に事務局のほうから連絡事項があるとのことですので、事務局お願いいたします。

事務局：事務局より連絡事項でございます。次回、審議会の開催についてのご連絡で  
(都市計画課長) ございますが、次回は12月の開催を予定しております。詳細につきましては、  
後日改めてお知らせさせていただきます。お忙しい中、大変恐縮ではございます  
ますが、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

会長： それでは、本日の審議会、これで終了させていただきます。どうもありがと  
うございました。

以上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会長 大村 謙二郎

署名委員 鐘江 謙介

署名委員 木村 秀貴